③いじめに対する措置

1 いじめ問題の未然防止・早期発見・発見・連絡・通報等

生徒本人 ／ その他の生徒や保護者 ／ 関連機関 ／ 地域住民

教　職　員

2 初 期 対 応

担任・学年主任・部活動顧問等

- 訴えてきた生徒の主張を第一に尊重し、すべてをくみ取り理解して、迅速に対応する。
- 被害者、加害者双方に対し、交友の実態、言い分、意識等について聴取し、その全容を明らかにする。
- 第三者より客観的な情報を収集し、事実の正確な把握をする。
- 報告（該当学年主任・生徒指導主事・人権教育主任・主幹教諭・教頭・副校長・校長）

高校教育課
報告 ←
指導助言 →

3 管 理 職
・緊急事案は110番通報

指示 →
報告 ←

関係職員
・現状調査
・事実確認

招集 ↓

4 いじめ防止会議

副校長・教頭・主幹教諭・該当学年主任・生徒指導主事・人権教育主任・関係職員
- 情報や事態の把握
- 具体的対策の検討
- 役割分担
- いじめの背景にあるものの本質を理解する。

連携 ↔

関係機関
・警察
・児童相談所
・専門医
・スクールカウンセラー
・市町村

5 学年会 ---- **5 学科会**

5 各 会 議 の 開 催
・必要に応じ、運営委員会、生徒サポート委員会を開催する。

6 緊 急 職 員 会 議
・事態に対する共通理解　・今後の方針の周知
・具体的対応策の周知　・役割分担の確認

校 長・副校長・教 頭・主幹教諭
・体制の確立
・保護者、地域等への対応

・必要に応じて保護者会にも説明し、理解と協力を依頼する。
・臨時保護者会（学年・学校）を開いて状況を報告し、学校の取り組みへの理解と協力を依頼する。

7 具 体 的 な 対 応
- 協議された指導方法に沿って、担任・生徒指導主事・人権教育主任・全職員でそれぞれの立場で指導し、担任を通して保護者からの指導も要請する。
- 危機管理マニュアルに記載されている「いじめ対応メモ」等を利用する。

7 生 徒（被害者）
・心の支えになることを第一に考える（共感）
・生徒の成長を促す指導を心がける（援助）
・指導する側は「いじめられる方にも問題がある」との発想を持たないようにする。

7 観 衆 ・ 傍 観 者
・傍観することはいじめを認め、助長することだと指導し、いじめを許さない心情を高めていく。
・必要に応じ、全校集会を開催し全校生徒に呼びかける。

7 生 徒（加害者）
・いじめと決めつけて話を聞くことがないよう、生徒の話を途中で遮らず、理由、言い分をしっかり聞き、事実を正確に把握する。（理解）
・いかなる場合でもいじめは許されることではないことを理解させる。（指導）

保 護 者 へ の 連 絡
・家庭訪問による、事実の正確な伝達
（できる限り加害者側の担任も）
・保護者の心情の理解と共感
・事後の密な連携

8 教 職 員
・管理職への報告
（生徒の状況、指導の状況）

保 護 者 へ の 連 絡
・家庭訪問による、事実の正確な伝達
・保護者の心情の理解と共感
・生徒の更生と相手生徒との関係改善
・事後の密な連携

9 学 校 ・ 学 年 全 体 の 問 題 と し て 考 え る
・いじめを許さない心情と雰囲気づくり
・早期発見、早期指導、継続した指導、組織（チーム）対応
（理解） → （指導） → （支援）
・LHR、SHR等の利用
・人権教育推進委員会でLHRの計画、再発防止や今後の取り組みを検討

関 係 機 関 へ の 報 告
・校長の判断により行う

10 指 導 の 継 続
・事態が改善されない場合は、再度検討し改善策を練る